

変更事項の内容

新	旧
<p>【「構造改革特別区域計画」中】 1～7 略</p> <p>8 特定事業の名称 <u>(削除)</u></p> <p>1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 (以下、略)</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>【IT人材の育成】 <u>当該構造改革特別区域計画に係る旧特定事業(平成18年度～)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</u> ・ <u>修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業</u> <p>高度IT人材養成確保事業(平成16年度～)</p> <p>(以下、略)</p>	<p>【「構造改革特別区域計画」中】 1～7 略</p> <p>8 特定事業の名称 <u>1 1 3 1 (1 1 4 3) 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業</u></p> <p>1 1 3 2 (1 1 4 4) 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 (以下、略)</p> <p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</p> <p>【IT人材の育成】</p> <p>高度IT人材養成確保事業(平成16年度～)</p> <p>(以下、略)</p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>別紙 1 略</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 講座の運営者</u> 学校法人宮崎総合学園 宮崎情報ビジネス専門学校 学校法人都城コア学園 都城コンピュータ・福祉医療専門学校 <u>(削除)</u></p> <p><u>(2) 修了認定に係る試験の提供者</u> <u>株式会社サーティファイ</u></p>	<p>別紙 1 略</p> <p>別紙 2 1 略</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 <u>宮崎県立 佐土原高等学校</u> <u>宮崎県立 宮崎商業高等学校</u> <u>宮崎県立 都城工業高等学校</u> <u>宮崎県立 西都商業高等学校</u> <u>宮崎県立 延岡工業高等学校</u> <u>宮崎県立 富島高等学校</u> <u>学校法人向洋学園 宮崎マルチメディア専門学校</u> <u>学校法人日章学園 宮崎ユニバーサル・カレッジ</u></p> <p>学校法人宮崎総合学園 宮崎情報ビジネス専門学校 学校法人都城コア学園 都城コンピュータ・福祉医療専門学校 <u>株式会社宮崎県ソフトウェアセンター</u></p>

新	旧
<p>3 略</p> <p>4 特定事業の内容 (1) <u>経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>基本情報技術者講座(サーティファイ併用コース1)別添1のとおり</u> <u>基本情報技術者講座(サーティファイ併用コース2)別添2のとおり</u></p> <p>(以下、略)</p>	<p>3 略</p> <p>4 特定事業の内容 (1) <u>経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</u></p> <p><u>1.基本情報技術者講座(FE-01コース) 別添2-1のとおり</u> <u>2.基本情報技術者講座(FE-02コース) 別添2-2のとおり</u> <u>3.基本情報技術者講座(FE-03コース) 別添2-3のとおり</u> <u>4.基本情報技術者講座(FE-04コース) 別添2-4のとおり</u> <u>5.基本情報技術者講座(FE-05コース) 別添2-5のとおり</u> <u>6.基本情報技術者講座(FE-06コース) 別添2-6のとおり</u> <u>7.基本情報技術者講座(FE-07コース) 別添2-7のとおり</u> <u>8.基本情報技術者講座(FE-08コース) 別添2-8のとおり</u> <u>9.基本情報技術者講座(FE-09コース) 別添2-9のとおり</u> <u>10.基本情報技術者講座(FE-10コース) 別添2-10のとおり</u> <u>11.基本情報技術者講座(FE-11コース) 別添2-11のとおり</u> <u>12.基本情報技術者講座(FE-12コース) 別添2-12のとおり</u> <u>13.基本情報技術者講座(FE-13コース) 別添2-13のとおり</u> <u>14.基本情報技術者講座(FE-14コース) 別添2-14のとおり</u> <u>15.基本情報技術者講座(FE-15コース) 別添2-15のとおり</u></p> <p>(以下、略)</p>

新	旧
<p>(2) 修了認定の基準</p> <p>(1)の履修計画のうち、基本情報技術者講座(サーティファイ併用コース1~2)については、民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、当該講座の出席率(別添1~2のとおり)をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</p> <p>また、宮崎情報ビジネス専門学校並びに都城コンピュータ・福祉医療専門学校において、平成17年4月1日以降に民間資格を取得するための試験「情報処理技術者能力認定試験(2級)」を受験し合格並びに第1部科目合格した者であって、平成18年4月から実施されている旧特区計画の基本情報技術者講座(FE-12コース又はFE-13コース又はFE-14コース)を履修している者に対し、基本情報技術者講座(サーティファイ併用コース1~2)の履修科目と重なっている科目のうち、履修済の科目については、履修したものとみなし、未履修科目のみを基本情報技術者講座(サーティファイ併用コース1~2)において履修することにより修了認定に係る試験の受験資格を与えるものとする。</p> <p>なお、サーティファイ・情報処理技術者能力試験における2級第1部科目合格者を2級の資格の合格者として取り扱う。</p> <p>よって、これらの有資格者に対し当該試験を実施し、(株)サーティファイが定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。また、(3)の規程により独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、IPAの定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</p>	<p>(2) 修了認定の基準</p> <p>当該認定に係る講座毎に設定されている出席率(FE-01~15コース)をもって履修後、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。</p> <p>宮崎ユニバーサル・カレッジにおいて平成17年4月1日から平成18年3月31日の期間に宮崎ユニバーサル・カレッジの講座(「コンピュータシステム」「アルゴリズム」「ネットワーク技術」「データベース」)を履修した者については、FE-11補(別添2-11補)コースで定める補修講座を受けることにより、基本情報技術者講座(FE-11コース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。</p> <p>宮崎情報ビジネス専門学校において平成17年4月1日から平成18年3月31日の期間に宮崎情報ビジネス専門学校の講座(「コンピュータ概論」「システム開発」「アルゴリズム」「ネットワーク」「データベース」「情報化社会」)を履修した者については、基本情報技術者講座(FE-12コース)における履修計画を修了したものとし、修了認定に係る試験を受験し、独立行政法人情報処理推進機構が示す合格基準に達すること。</p>

新	旧
<p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法 <u>修了認定に係る試験のうち、基本情報技術者講座（サーティファイ併用コース1～2）については、（株）サーティファイが作成し、独立行政法人情報処理推進機構の審査によって認定された問題を使用して、実施するものとし、仮に当該の試験問題が独立行政法人情報処理推進機構の審査によって認められなかった場合には、独立行政法人情報処理推進機構が提供する問題を使用して、修了認定に係る試験を実施する。</u> <u>いずれも、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に2回まで、修了認定に係る試験を実施することができるものとする。</u> <u>修了認定に係る試験会場は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。</u> <u>（削除）</u></p> <p><u>修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置の適用を受けた者が行う。基本情報技術者講座（サーティファイ併用コース1～2）について、適用を受けた者が認めた場合にあっては、この事務を指定した者に代行させることができる。</u> <u>告示で定めるところにより、講座の修了が認められた者の氏名、生年月日及び試験結果については、独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。</u></p>	<p>(3) 修了認定に係る試験の実施方法 <u>修了認定に係る試験は、認定講座において、独立行政法人情報処理推進機構に指定された期日に2回実施する。</u></p> <p><u>修了認定に係る試験会場は当該規制の特例措置の適用を受けようとする者の施設とする。</u> <u>修了認定に係る試験問題は独立行政法人情報処理推進機構が提供する試験問題を使用する。また、当該講座の修了を認めた者の氏名、生年月日、および試験結果については独立行政法人情報処理推進機構に通知するものとする。</u> <u>修了認定に係る試験の採点事務は、当該規制の特例措置に適用を受けようとする者が行うものとする。</u></p>

新

旧

(4) 民間資格の名称及び当該民間資格を取得するための試験の試験項目

資格名称：情報処理技術者能力認定試験(2級)

試験科目：情報処理技術者能力認定試験(2級第1部)

当該民間資格を取得するための試験の試験項目：表に示すとおり(印部分)

サーティファイ(情報処理技術者能力認定試験)試験項目		2級
1 情報の基礎理論		
基礎変換、データ表現、演算と精度、理論演算、符号理論		—
状態遷移、グラフ理論、オートマトンと形式言語		—
計算量と情報量		—
2 データ情報とアルゴリズム		
データ構造、アルゴリズムの基礎		—
流れ図、決定表、BN記法、ポーランド記法		—
各種アルゴリズム、アルゴリズムの効率		—
3 ハードウェア		
半導体と集積回路		—
プロセッサ、動作原理		—
メモリ、記憶媒体、補助記憶装置		—
入出力インタフェース、入出力装置、接続形態・接続媒体		—
コンピュータの種類と特徴		—
4 基本ソフトウェア		
OSの種類と構成		—
プロセス管理、割込み制御		—
主記憶管理、仮想記憶		—
入出力制御、ジョブ管理		—
ファイル管理、障害管理		—
ヒューマンインタフェース、日本語処理		—
ミドルウェア		—

新

旧

5 システム構成と方式		
システム構成方式、処理形態		—
システム性能、信頼性		—
応用システム		—
6 システム開発と運用		
プログラム構造、制御構造		—
プログラム言語、言語処理系		—
EUC、EUD、ソフトウェアの利用		—
開発手法、設計手法、テスト手法		—
開発環境と開発管理		—
システム的环境整備、運用管理		—
システムの保守		—
7 ネットワーク技術		
プロトコルと伝送制御		—
符号化と伝送制御		—
LANとインターネット		—
電気通信サービス		—
ネットワーク性能		—
伝送媒体、通信装置		—
ネットワークソフト		—
8 データベース技術		
データベースモデル		—
データの分析・正規化		—
データ操作		—
データベース言語、SQLの利用		—
DBMSの機能と特徴		—
データベース制御機能(排他制御、リカバリ)		—
分散データベース		—
9 セキュリティ		
セキュリティ対策		—
インテグリティ対策		—
プライバシー保護		—
可用性・安全対策		—
リスク管理		—
ガイドライン		—

新

旧

10 標準化	
開発と取引の標準化	
情報システム基盤の標準化	—
データの標準化	—
標準化組織	—
11 情報化と経営	
経営管理(経営戦略、組織と役割、マーケティングなど)	—
情報化戦略(業務改善など)	—
財務会計(会計基準、財務諸表など)	
管理会計(損益分岐点、原価管理など)	
IE分析手法、管理図	—
確率と統計	—
最適化問題、意志決定理論	—
情報システムの活用(ビジネスシステム、企業間システムなど)	—
関連法規(情報通信、知的財産権)	—
関連法規(労働、取引、安全、法律、倫理など)	
12 表現能力	
発表技術	
文章の書き方	
マルチメディアの利用	

5 当該規制の特例措置の内容
 (略)
(削除)

5 当該規制の特例措置の内容
 (略)

このことから、当該認定に係る講座の運営にあたっては、履修計画、運営方法、修了認定の基準等について、本県が内閣総理大臣に提出し認定を得ると共に、認定講座の内容変更、追加設置等が生じた場合は、経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画、修了認定の基準、修了認定に係る試験の実施方法等の要件が満たされているものであるかを、経済産業大臣に協議するものとする。